障企第１５１８号

令和３年７月21日

大阪府教育庁人権教育企画課長　様

大阪府福祉部障がい福祉室

障がい福祉企画課長

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

の一部を改正する法律の公布の周知について（依頼）

標記について、令和３年６月４日付け府政政調第287号にて別添のとおり内閣府政策統括官（政策調整担当）より通知がありました。

つきましては、市町村教育委員会、教育庁所管の学校等への周知をお願いします。

　なお、事業者による合理的配慮の提供につきましては、法においては標記改正法が施行されてからの義務化となりますが、大阪府においては令和３年４月から大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例によりすでに義務化しておりますことを申し添えます。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】  福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課  権利擁護G　　田中(寿)、脇田  TEL 　 06(6944)6271（内線：6271）  FAX　 06(6942)7215  E-mail　 TanakaHis@mbox.pref.osaka.lg.jp |